



九戸村公民館図書室 閉館時間変更のお知らせ

11月より公民館図書室の閉館時間が1時間早くなります。

- 11月～3月 平日 午前9時～午後6時
土日・祝祭日は今までどおり午前9時～午後5時
- お問い合わせ 教育委員会生涯学習係
☎ 0195-42-2111 (内線 312)

「オブチキへの挑戦状」 参加者募集 (オブチキ感謝祭)

オブチキ感謝祭企画の中の「オブチキへの挑戦状」への参加者を募集しております。自分の得意なことでオブチキに挑戦してみませんか? 対決の様子はYOUTUBE生配信の予定です(未成年者は保護者の承諾をお願いします)。

- 日時 11月1日～11月14日のいずれか1日
17時30分～18時30分を選び予約する(先着順)。
- 場所 九戸村内でできる場所を指定
- 概要 自分の得意なものでオブチキに挑戦し、勝利するとオブチキグッズセットがもらえます。
※対決はお金がかからないものでお願いします。また、基本的に自分で用意できる内容をお願いします。(例) 片足けんけん50m走、豆つかみ対決など
- お申し込み IJU戦略室・地域おこし協力隊
☎ 0195-42-2111 (内線 172・福島)

税に関する作品展の開催

「くらしを考える税」をテーマとした「税を考える週間(11月11日～17日)」の行事として、小・中学生から募集した「税に関する習字」及び「税に関する絵はがき」の作品展を開催します。

- 日時・場所
- ① 九戸村役場 11月11日(木)～23日(火)
- ② 二戸シビックセンター1階ガレリア
11月26日(金)～12月5日(月)
- お問い合わせ 二戸税務署総務課総務係
☎ 0195-23-2701 (音声案内「2番」)

若者定住促進住宅入居者募集

- 募集住宅
・江刺家若者定住促進住宅(木造平屋 2LDK)…1棟
- 入居時期 令和3年12月上旬頃
- 家賃 入居世帯員構成に応じて決定(入居後も変動あり)
- 敷金 家賃の3か月分
- 連帯保証人 入居の際、村内に居住する方1名が必要
- 入居資格
現に同居し、または同居しようとする親族があり(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)44歳以下の者で構成する世帯
- ① 将来にわたり九戸村で居住する者であること
- ② 国税・地方税など滞納していないこと
- ③ 自ら居住するための住宅を必要とする方
- ④ 定められた家賃および敷金を支払う能力がある方
※ひとり親家庭の世帯も入居できます
- 募集期間 10月20日(水)～11月10日(水)
8時30分～17時30分まで
※土・日・祝日除く。また、先着順ではありません。
- 必要書類
- ① 入居申込書(役場IJU戦略室(3階)にあります)
- ② 住民票(入居希望者全員分の本籍、続柄が表示されたもの)
- ③ 令和3年度所得証明書(入居希望者全員分)
- ④ 令和2年度納税証明書(入居希望者全員分)
- お申し込み・お問い合わせ IJU戦略室定住環境係
☎ 0195-42-2111 (内線 214)

税務署からのお知らせ

電話相談センターのご利用に当たっては、二戸税務署(☎ 23-2701)にお電話いただき、最初の音声案内で「1番」を選択します。税務に精通する国税局の職員がお答えします。

また、面接によるご相談を希望される皆さまには事前の予約をお願いしております。先に税務署にお電話いただき(音声案内「2番」)相談日時の予約をお願いいたします。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

おでかけは投票所経由で！

10月31日

【午前7時～午後7時】

選挙

その一票が私たちの
未来へつながります。

第49回衆議院議員総選挙は、10月19日に公示され10月31日に投票が行われます。今回の選挙は、国の政治を方向づける大切な選挙です。棄権することなく、責任ある一票を投じましょう。また、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われ、裁判官が職務に適切かどうか、意思表示できます。投票日に投票できないときは、期日前投票制度や不在者投票制度をご利用ください。

今回の投票は3種類

今回の投票は、次の3種類を行います。投票方法などよく確認し、大切な一票が無効にならないよう投票しましょう。

■衆議院議員総選挙

①小選挙区選出議員選挙
一人の候補者を選び、その候補者の氏名を書いて投票します。

②比例代表選出議員選挙

一つの政党などを選び、その政党名などを書いて投票します。

■最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙には、裁判官の氏名が印刷されています。やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に「×」を書いて投票します。やめさせなくてもよいこと

思う裁判官については、何も書かないでください。

■投票の順序は小選挙区から

投票所では、投票所入場券を提出し受付を済ませます。投票順序は、最初に小選挙区選出議員選挙を行います。次に、比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の

投票を同時に行います。

投票は午後7時まで

投票は、10月31日(日)の午前7時から午後7時まで、村内14カ所の投票所で行われます。投票所は、村選挙管理委員会から郵送される「投票所入場券」に記載されています。

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定のあるとき、投票区の区域外に旅行や滞在が見込まれるときなどは、期日前投票ができます。

■投票期間

10月20日(水)～10月30日(土)

■投票時間

毎日午前8時30分～午後8時

■投票場所

村選挙管理委員会の事務室(役場4階)
※エレベーターがありますのでご利用ください。

《不在者投票制度》

出稼ぎなどで村外に滞在しているときは、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票ができます。不在者投票ができる施設として指定されている病院などに入院・入所しているときは、その施設で不在者投票ができます。また、郵便等投票制度もありますので、お早めに手続きを行ってください。

《開票》

■期日 10月31日(日)
■時間 午後8時開始
■場所 H O Zホール

【問い合わせ先】

村選挙管理委員会
☎ 42-2111 内線 182